

公認不正検査士の活動実態と役割期待

The actual activities and expected roles of certified fraud examiners

八 田 進 二

1. はじめに

資本市場の信頼性を確保するための中核は、真実な財務情報の開示にあることは論を待たないであろう。しかし、国を問わず、また、時代を問わず、市場の信頼を棄損させる財務報告の不正事案は後を絶たないのが実態である。こうした不正な財務報告の防止および抑止に向け、資本市場に関わる主要な関係者を一堂に会して、以下の3つの目的を果たすための検討を行い、改善に向けた勧告を發したのが、1985年にアメリカにおいて創設された「不正な財務報告全米委員会」(The National Commission on Fraudulent Financial Reporting、通称、「トレッドウェイ委員会」)であった。そこでの目的は、(1)不正な財務報告が財務報告の誠実性をどの程度損なうことになるのかを検討すること、(2)不正の発見における監査人の役割を検討すること、そして、(3)不正な財務報告を助長し、あるいは、その迅速な発見を妨げる企業構造の特徴を明らかにすること、であった。その結果、トレッドウェイ委員会は、1987年に、49項目にわたる改善勧告事項を盛り込んだ『不正な財務報告全米委員会報告書』を公表したのである¹⁾。

当該報告書での勧告を踏まえ、1988年に、連邦捜査局(FBI)の元特別捜査官で会計士のジョセフ・T・ウェルズ氏を中心に、不正対策の専門家資格として公認不正検査士(Certified Fraud Examiner ; CFE)を創設し、公認不正検査士協会(The Association of Certified Fraud Examiners ; ACFE)が設立されたのである。そもそもACFEの使命については、「不正やホワイトカラー犯罪の発生を減らし、協会会員による不正の検出と抑止を支援すること」とされている。しかしながら、アメリカでは、21世紀の初頭、エンロン社の会計不正(2001年)に始まり、ワールドコム社の会計不正(2002年)と相次ぐ不正な財務報告事案が露呈したことから、2002年7月には、その後わが国の会計・監査制度にも大きな影響を及ぼすこととなった、「企業改革法(通称、SOX法)」が制定され、社会的にも、会計・監査の問題が大きな関心事になってきたのである。

わが国においても、21世紀の初頭には、カネボウ、日興コーディアル、ライブドア、西武鉄道といった著名企業での財務報告上の不正問題が顕在化したことから、不正の

摘発・発見と共に、事前の抑止ないしは防止に対しても多くの関心が寄せられることとなったのである。こうした社会的な背景に応える形で、2005年に、日本公認不正検査士協会（ACFE JAPAN）が創設され²⁾、アメリカ発のCFE資格が日本において取得可能となったのである。

ところで、そもそも「公認不正検査士」とは、アメリカ・テキサス州に本部を有するACFEが認定するCFE資格であり、不正の防止・発見・抑止の専門家であることを示す国際的な資格として認知されている。そのため、CFE資格保持者は、組織内外で発生する不正から組織を守るための取り組みにおいて専門性を発揮することが期待されているのである。

そのため、アメリカでは、会計分野における公認会計士（Certified Public Accountant ; CPA）や、内部監査分野における公認内部監査人（Certified Internal Auditor ; CIA）と同様の公的な資格として、捜査機関、監査機関、金融機関などを中心に、不正対策関連の職種に就く際の必須資格ないし優遇資格とされているのである。

そこで、以下においては、ACFE自体の活動と、ACFE JAPANのこれまでの歩みを振り返ることで、CFEに期待されている役割とともに不正検査の原点について検討することとする。

2. ACFEの活動とその成果物

アメリカ公認会計士協会（AICPA）は、会計不正を見逃すことのないように、監査人の行動規範である監査基準を継続的に見直すとともに、新たな対応として、新基準の策定を行ってきている。中でも、2002年に策定の監査基準書第99号『財務諸表監査における不正の検討』（Statement on Auditing Standards No.99: *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*）は同第82号の改訂基準であり、不正概念に変更はないものの、不正のリスク要因についての詳細な検討と、かかる不正リスクを減少させるための対応手続を規定するなど、所謂「不正のトライアングル」の考え方を導入して、監査人に対して不正リスクの感度を高めることを企図しているのである。

さらにアメリカでは、特に不正に関心を有する3つの団体、すなわち、AICPA、IIAそしてACFEが支援して、2008年に、『企業不正リスク管理のための実務ガイド（*Managing the Business Risk of Fraud: A Practical Guide*）』³⁾を公表している。ここでは、企業における不正問題を真正面から捉え、不正リスクの認識と有効な不正防止法、さらには不正の早期発見と是正措置を講じるためのプロセスを示す「実務ガイド」として、取締役会、経営上層部そして内部監査人などによる組織内の不正への対処法が提言されているのである。というのも、本ガイドが策定されることとなった背景として、当時、以下のような極めて深刻な認識があったからに他ならないのであ

る。すなわち、

「あらゆる組織が不正リスクの影響を受ける。過去に発生した大規模な不正は、組織全体を破綻させ、巨額の投資損失や訴訟費用の発生、幹部の投獄、資本市場に対する信頼の低下などの深刻な結果を招いた。経営幹部による不正行為の報道により、世界中の多くの組織が名声を傷つけ、ブランドおよびイメージを悪化させた。」⁴⁾

なお、その後、トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、以下、COSO) が1992年公表の内部統制のフレームワークを改訂し、2013年版のCOSOフレームワーク⁵⁾を公表したことから、上記の「実務ガイド」を、COSOとACFEの共同作業で改訂することで、2016年に『不正リスク管理ガイド (*Fraud Risk Management Guide*)』を公表している。本ガイドは、新しいCOSOの用語に合わせ、データ解析をはじめとする最新技術の発達に関連する重要な最新情報が加えられているのである⁶⁾。しかし、「不正は静的なものではない」との認識の下、COSOとACFEは、本ガイドにおいて「改善点に関する提言を求めるために幅広い利用者に働きかけ、ガイドを新たな視点から見直し、どこをどのように改訂すべきかを評価するチームを結成するなど、改訂プロセスを開始」⁷⁾し、不正リスク評価の実施に必要な情報だけでなく、総合的な不正リスク管理プログラムを策定するため、不正に関する追加的なガイダンスも含めているのである。

このように、企業における不正を取り巻く環境は、刻々と変化しており、また、それに伴って発生する可能性のある不正リスクへの対応については、管理方法を含め、常に見直しと改善が求められているのである。したがって、そのために必要とされる情報の提供に向け、ACFEは、1996年以来ほぼ隔年ごとに、『職業上の不正に関する国民への報告書 (*Report to the Nations on Occupational Fraud*)』⁸⁾を公表してきている。本報告書では、職業上の不正スキームの分類として、資産の不正流用、汚職、財務諸表不正の3つの主要カテゴリーがあるとし、それぞれの不正がなされる方法、そうした不正に対する予防策および発見対策についてのリスク等について検討がなされており、不正全般に対する包括的な理解に資するものといえるのである。

3. ACFE JAPANの発足と、これまでの歩み

2005年4月に発足したACFE JAPANは、その後の2007年12月、有限責任中間法人日本公認不正検査士協会として法人化され、理事会および評議会が設置されたものの、2008年に中間法人法が廃止されたことで、同年12月に有限責任中間法人から一般社団法人日本公認不正検査士協会へと移行され、現在に至っている。

ところで、ACFEでは、「常に不正対策のプロフェッショナルに実践かつ実戦的な情報を提供すること」を目的として、会員向けの機関誌*FRAUD MAGAZINE* (本誌の前身は

*The White Paper*として発行) を、隔月で30年近く発行してきていたが、時代の変革に伴い、2025年の1月/2月号(第40巻第1号)を最後に、デジタル版のみの発行へと舵が切られたのである。

同様に、ACFE JAPANでも、2008年1月より、日本人CFE向けに、別途、日本版『FRAUDマガジン』⁹⁾を発行してきたが、*FRAUD MAGAZINE*の完全デジタル化に倣って、2025年4月発行の第103巻を最後に休刊となったのである。しかし、2025年11月以降、『FRAUDマガジン オンライン』としてデジタル版に移行し、日本独自のニュースを織り込みながら随時の情報発信がなれてきている。このように、不正問題を専門的な立場で取り扱う場合には、国内外の最新の情報を踏まえつつ、最新のリスク感覚を保持した上で適切な判断を下すことが何にもまして重要なのである。そのためにも、情報発信のチャンネルについてデジタル化への移行は、不可避のものであるといえる。

なおACFEは、現在、91か国に201の支部を有しており、世界中で95,000人超のCFE会員を擁しているのである。そのため、今日の不正対策の現場を深く理解し、不正対策に関する貴重な知識と最新技術を学び、比類のないネットワーキングの機会を提供するとの観点から、毎年「ACFE 世界不正会議 (ACFE Global Fraud Conferance)」を開催して、国際的に認められた専門家による講演等への参加を通じて、より効果的な不正対策の実践者となるための最新情報の共有が図られてきている。因みに、ACFE JAPANでは法人会員も含めて約3,500人程度の会員数となっているが、未だ影響力を持った団体とは必ずしも言えない状況にあるといえる。それは、わが国の場合、CFE資格に対する認知度が必ずしも十分ではないことが最大の要因ではないかと思われる。そこで、CFEが社会においていかなる役割を果たすことが期待されているのか等について、正しい理解を得るために、ACFE JAPANにおいても、2010年10月以来、毎年、「ACFE JAPANカンファレンス」を開催し、CFEに対する理解と、不正対策に向けての多くの知見の提供を企図しているのである。因みに、これまで開催されたカンファレンスにおける統一テーマは以下のとおりである。

第1回	2010年10月	“United IN THE FIGHT” ~潜在的な不正との闘い~
第2回	2011年10月	日本と不正~日本流不正対策を考える~
第3回	2012年10月	不正防止とコーポレートガバナンス
第4回	2013年10月	不正会計に立ち向かう~新不正リスク対応基準はマーケットの信頼を取り戻せるのか~
第5回	2014年10月	グローバル・ビジネスにおける不正リスク
第6回	2015年10月	会計不正、ふたたび~日本型“ガバナンスの欠如”を正す~
第7回	2016年10月	不正と闘う世界の原則
第8回	2017年10月	不正調査と人工知能(AI)

第9回	2018年10月	不正の防止・早期発見 — POWER UP!
第10回	2019年10月	STEP UP. STAND OUT.
第11回	2020年10月	Light the way. ～New Normal時代の企業が取り組むべきリスク対策～
第12回	2021年10月	新時代（VUCA）と対峙するCFE～Beyond the New Era “VUCA”
第13回	2022年10月	なぜ今、不正対策が急務なのか～多様化する不正リスクと向き合う2日間～
第14回	2023年10月	多様化する不正～変化するガバナンスへの展望～
第15回	2024年10月	不正を許さない組織・人材づくり～ガバナンスの実践を考える～
第16回	2025年10月	CFEが拓く、組織と社会の進化—20年の軌跡を力に変える

4. 無くならない不正会計と監査対応

20世紀の会計・監査制度を概観するに、そこでは、折に触れ、国際化や国際対応が叫ばれ始めたものの、原則として、わが国をはじめ、各国が独自の路線を歩んできていたものと思われる。しかしながら、21世紀の会計・監査制度は、国際会計基準（IFRS）の採用国の広がりに象徴されるように、国際的な統合に向けた流れが加速してきたのである。とりわけ監査制度の変革は著しく、不正の摘発・発見を2次的な目的と解されてきたものから、不正の防止・摘発に注力する監査対応に力点が置かれるようになってきたのである。その直接的契機は、何といても、アメリカでのエンロン事件（2001年）とワールド・コム事件（2002年）、そして、同社の監査人であったアーサー・アンダーセン会計事務所の消滅（2002年）にあったといえる。その結果、SOX法の制定（2002年）により、財務報告に係る内部統制報告制度が導入されることとなったのである。

一方、わが国でも、西武鉄道事件（2004年）、ライブドア事件（2004年）、日興コーディアル事件（2005年）、カネボウ事件（2005年）、そして、みずほ監査法人（前、中央青山監査法人）の消滅（2007年）を受けて、公認会計士法の改正（2003年と2007年）および金融商品取引法の制定において、会計監査の強化と内部統制報告制度の導入が図られることとなったのである。しかし、その後も、オリンパス事件（2011年）および大王製紙事件（2011年）を経て、東芝事件（2015年）が発覚したことから、不正対応への監査が本格化することとなったのである¹⁰⁾。

中でも、金融庁主催の「会計監査の在り方に関する懇談会」（令和3事務年度）での論点整理『会計監査の更なる信頼性確保に向けて』（令和3年11月12日）では、「Ⅲ. 公認会計士の能力発揮・能力向上」の「2. 公認会計士の能力向上.（不正を見抜く

力の向上)」においては、次のような指摘がなされているのである。

「企業の不正を見抜く力は、上場会社の監査を行う監査人にとって特に必要な能力である。これを養うためには、監査に関わる制度や基準の内容の理解に加えて、企業経営の中で不正が生じる要因や傾向など、企業活動の実態を理解することが求められる。

…中略…

併せて、不正の防止・発見・抑止に関する資格である公認不正検査士の試験・研修から参考となる内容を取り入れることや、AIを含む新たなデジタル技術を活用した会計監査の進展も意識し、こうした技術の理解や技術を用いた不正の発見等に資する方策も検討されるべきである。」（強調は筆者）

以上のように、経済社会において無くなることのない不正に対処するための施策として、「不正の防止・発見・抑止に関する資格である公認不正検査士」の知見等を活用することが不正の発見等に資する方策となることが謳われているのである。こうした指摘から伺えるように、CFEの有する専門的知識および技能等が、不正の発見等に対して大きな力になることが期待されているのである。

したがって、こうした知見等を有するCFE資格¹¹⁾については、会計監査人（公認会計士または監査法人）が会計監査の実効性を高めるための有力な武器になるものと思われる。それだけでなく、こうした多様な不正問題に関する知見を備えたCFE資格の取得は、会計監査の世界だけでなく、より広く、弁護士（法曹界）のダブルライセンスとしての価値を高め、また、内部監査部門・法務部門・会計部門の構成員にとっても、内部統制の構成要素（モニタリング）の有効性を高めるための重要な要素となりうるものと思われる。更には、監査役等、社外役員（社外取締役、社外監査役）ならびに経営上層部による内部統制の有効性を監視・監督するため知見を提供しうるものといえる。加えて、経営陣（CEOやCFOなど）が健全な企業組織を確立・運営するための基礎知識を提供しうるものといえる。その他、すべての組織構成員、あるいは、規制当局における職員の専門知識の一環として不可欠な知見を提供するものといえるのである。このように、CFE資格を活かす仕事・立場・職業は限りなく広く、かつ、時代の変革と共に重要性を増してきているものと思われる。

5. 開示情報の拡大におけるCFE資格取得者の開示について

今日、公開会社における企業情報の中核に有価証券報告書での情報開示がある。この有価証券報告書等の第4「提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」においては、①コーポレート・ガバナンスの概要、②役員の状況、③監査の状況等が記載されることになる。その中において、特に経営の監視・監督が求められ

ている社外取締役又は社外監査役の状況の記載に関して、不正関連知識修得の状況および不正の防止・抑止および発見に向けた取り組み状況として、CFE資格の保持に関する情報開示を加筆することが極めて有益ではないかと思われる。

というのも現在、取締役および監査役等の選任において、「コーポレートガバナンス・コード」の原則4-11では、「取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。」と規定し、それを受けた、補充原則4-11①では、「略…各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。…略」とされているからである。このように、現在の実務慣行では、ほとんどの企業が、取締役および監査役等の選任に際して、この「スキル・マトリックス」としての一覧を開示しているが、この中の社外取締役および監査役等にとっての主要なスキルとして、「不正対応能力」の保持を記載に加えることは、株主にとっても極めて重要な情報として捉えられるものと思われる。と同時に、開示された取締役および監査役等のスキルについて、その後、開示内容に反するような言動等が顕在化した時には、各当事者が、誠実に説明責任を果たすことも併せて考慮しておくことが肝要であろう。無くならない不正問題に真摯に対応しうる立場および適格性を有する者として、このCFE資格取得者が果たすべき役割と期待は極めて大きいものといえるからである。

いずれにしても、企業が、健全かつ強靱な組織として、社会的責任を踏まえた活動を継続するためには、すべての組織構成員が、最新のリスク感覚を保持し、透明性の高いリスク対応を図ることが不可欠であり、そのためにも、経営サイドにおいては、実効性のあるガバナンス、ひいては、有効な内部統制を整備・運用することが極めて銃であるといえるのである。その際、不正リスクに精通ないしは熟知したCFEを活用することは、極めて有効であり、それを一層推進するのが、ACFE JAPANの使命であるといえる。このように、CFEに寄せられている役割期待はますます大きくなってきているものといえる。

注 記

- 1) The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting* 1987年。(不正な財務報告全米委員会『不正な財務報告』、1990年、鳥羽至英・八田進二共訳、白桃書房、1990年)。

なお、この「不正な財務報告全米委員会」は、以下の5つの団体によって支援されており、委員長であるJames C. Treadway, Jr. の名前を冠して「トレッドウェイ委員会」と称されている。ここに5つの団体とは、アメリカ公認会計士協会(AICPA)、アメリカ会計学会(AAA)、財務担当経営者協会(FEI)、内部監査人協会(IIA)、全米会計人協会(NAA、その後、IMAに改称)である。

また、この「トレッドウェイ委員会」を支えている5団体が、その後、内部統制に関する一連の報告書を公表するために組織された団体「トレッドウェイ委員会支援組織委員会」、すなわち、The Committee of Sponsoring Organizations Of the Treadway Commissionについては、その頭文字をとってCOSOと略称されている。このCOSOは、1992年に、内部統制のフレームワークに関するグローバルスタンダードとなる報告書『内部統制の統合的枠組み(理論篇)(ツール篇)』(鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳、白桃書房、1996年)を公表後、今日に至るまで、内部統制関係の多くの報告書等を公表してきている。

- 2) ACFE JAPANは、活動開始に先立って、2005年3月9日にキックオフ・カンファレンス開催し、その後、同年4月に、「日本公認不正検査士協会」(初代の理事長は、脇山太介氏)を設立し、5月には、第1回CFE(公認不正検査士)の試験を実施している。
- 3) 以下は、本報告書の翻訳を含んだ書籍として刊行されている。八田進二他編『企業不正防止対策ガイド』日本公認会計士協会出版局、2009年。八田進二編著『企業不正防止対策ガイド(新訂版)』日本公認会計士協会出版局、2012年。
- 4) 八田進二他編『企業不正防止対策ガイド』日本公認会計士協会出版局、2009年、105頁。
- 5) 八田進二・箱田順哉監訳、『COSO内部統制の統合的フレームワーク(フレームワーク篇)(ツール篇)(外部財務報告篇)』日本公認会計士協会出版局、2014年。
- 6) 八田進二他監訳『決定版COSO 不正リスク管理ガイド』日本公認会計士協会出版局、2017年。
- 7) COSO ACFE, *Fraud Risk Management Guide—Second Edition 2023* (八田進二・橋本尚監訳『不正リスク管理ガイド 第2版』日本内部監査協会、2026年刊行予定)。
- 8) 最新の『2024年版 職業時用の不正に関する国民への報告書』については、ACFE JAPANの以下のホームページにて入手することができる。
<https://www.acfe.jp/news/20240723a/>
- 9) ACFE JAPANは、日本の会員向け機関誌として、2008年1月に『FRAUD マガジン』新春創刊号を発行し、筆者に対するインタビュー記事「日本の取り組み『J-SOX

法』による不正防止」(16-23頁)を掲載している。なお、同記事は、ACFEの機関誌*FRAUD MAGAZINE*の2007年11-12月号にて掲載の下記の記事を翻訳したものである。'An Interview with Prof. Shinji Hatta' JAPAN WORKS TO DETER FRAUD WITH 'J-SOX', *FRAUD MAGAZINE*, Vol. 21 No. 6, PP. 36-43.

なお、2024年10月発行の『*FRAUD マガジン*』100号記念特集では、「日本のガバナンスとACFE JAPAN、飛躍への提言」と題する筆者の特別インタビュー記事が掲載になっている(2-11頁)。

- 10) CFEによる不正検査の監査への適用可能性については、下記の書籍に詳しい。田中智徳『不正リスク対応監査』同文館、2020年3月、165-179頁。
- 11) 現在、CFE資格試験の科目と内容(知識と経験)については、以下の通りとなっている。

科目	概要
財務取引と不正スキーム	会計、財務分析の基本、監査基準の概要、各種不正スキームに関する知識、など
法律	法制度の概要、不正に関する法律、調査における個人の権利、訴訟手続き、雇用・IT関連法、など
不正調査	書類証拠の取り扱い、面接調査、情報源の活用、不正取引の追跡調査、調査報告書作成、など
不正の防止と抑止	人間行動の理解、犯罪原因論、ホワイトカラー犯罪、職業上の不正、不正防止プログラム、不正検査士の倫理、など

(はった しんじ・大原大学院大学 会計研究科教授)